

上尾市告示第 2 4 5 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達をする。

令和 8 年 8 月 1 0 日

上尾市長 畠 山 稔

書類を送達する根拠法令	送達を受けるべき者の氏名又は名称	課税台帳に記載されている住所
地方税法 第 20 条	吉田 徹	静岡県熱海市相の原町
同上	小島 誠	大阪府大阪市西成区萩之茶屋
同上	NGUYEN THI HA	ベトナム
同上	TRAN NGUYEN DIEM MY	ベトナム
同上	TRAN NGUYEN DIEM MY	ベトナム
同上	TRAN NGUYEN DIEM MY	ベトナム

当該書類は、市長が行政経営部市民税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。